

資料2

ひとにやさしいまちづくり推進指針
(2025～2029) デジタルデータ等作成業務

業務仕様書

令和7年6月

岩手県保健福祉部

地域福祉課

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）デジタルデータ等作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとするもの（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

- (1) 「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）」の策定に伴い、イラスト等を追加し、県民をはじめ、様々な主体に対して計画の幅広い周知と理解促進を進めるため、デザインを施したデジタルデータを作成するもの。
- (2) ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）の趣旨を踏まえ、心のバリアフリー及びユニバーサルデザインを含むひとにやさしいまちづくりに理解を深め、配慮のある行動を促進するため、小学生向けのパンフレットを作成するもの。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称
ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）デジタルデータ等作成業務
- (2) 委託期間及び予算額
 - ア 委託期間
契約締結の日から令和7年10月31日まで
 - イ 予算額
1,711 千円（税込）
- (3) 業務内容
 - ア 「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）」デジタルデータの企画・作成
詳細は、〔別紙1〕のとおり。
 - イ ひとにやさしいまちづくり普及パンフレットの企画・作成
詳細は、〔別紙2〕のとおり。
- (4) デジタルデータ及びパンフレット作成に当たっての基本的な考え方
 - ア 本業務は、デジタルデータ及びパンフレット作成の目的の達成に向けて、民間の専門能力を活用していくことが不可欠であることから、編集業務を含めた作成を委託するものであること。
 - イ デジタルデータ及びパンフレットは、色使いやフォントなどユニバーサルデザインの考え方を反映させたものとする。

- ウ パンフレットは、小学生（概ね中学年を対象）が読むことを考慮し、ひとにやさしいまちづくり、心のバリアフリー及びユニバーサルデザインについて理解できる内容とすること。
- (5) 本業務の遂行に必要な資料の提供
県は、受託者の求めがあった場合には、パンフレット等作成の目的達成に必要な範囲内において、必要な資料の提供を行うものとする。
- (6) 資料の収集及び取材
受託者は、本業務の遂行に必要となる(5)によらない写真等資料の収集、写真撮影及び取材を行うものとする。
- (7) 企画提案に当たっての基本的な考え方
参加者は、〔別紙1〕及び〔別紙2〕を基本に、「1 本業務の目的」及び「2(4) デジタルデータ及びパンフレット作成等に当たっての基本的考え方」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を組み合わせ、具体的な紙面構成の提案を行うこと。

3 契約に関する条件

- (1) 再委託等の制限
ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。
- (2) 再委託の相手方
受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。
- (3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求
ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。

〔別紙1〕

「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）」デジタルデータ作成業務

1 名称	「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）」 （以下、「指針」という。）（名称変更不可。）
2 発行名義	企画・発行：岩手県 編集：受託者
3 業務内容	指針の編集に関する次に掲げる事項 (1) 関係機関との打合せ及び確認調整 (2) 企画構成 (3) デザインの実施 (4) 割り付け・校正・その他編集 (5) 資料の収集・写真撮影・取材・執筆（補足作業が必要な内容について） (6) デジタルデータ（PDF 等）の作成 (7) (6)の納品 なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要因及び体制を確保すること。
4 規格等	(1) 版 型 A4版 (2) 頁 数 50 頁程度（表紙、裏表紙を含む。） (3) 色使い 全面カラーとすること。色の見え方が一般の方と異なる人にも情報が伝わるよう、色使いに配慮したカラーユニバーサルデザインを採用すること。ただし、ロゴなど規定のあるものは変更しない。 (4) 書 体 視認性の良いユニバーサルデザインフォントを使用すること。ただし、ロゴなど規定のあるものは変更しない。 (5) 表紙と裏表紙を除く全ての頁に Uni-Voice の規定に準じた音声コードを付すること。
5 基本的構成と内容	基本的構成事項は、次のとおり。 ただし、受託者の企画提案により、内容の追加をすることができる。 (1) 表紙（1 頁） (2) 本編（43 頁程度） 指針の目次に沿った構成とすること

	<p>「1 ひとにやさしいまちづくりとは」～「10 推進指針の見直しについて」</p> <p>(3) 付録 (5 頁程度)</p> <p>指針の制定過程やひとにやさしいまちづくり条例等の紹介</p> <p>(4) 裏表紙 (1 頁)</p>
6 資料等の収集	<p>(1) 県は、パンフレット等発行の目的達成に必要な範囲内において、県が保有する必要な資料等の提供を行う。</p> <p>(2) 「ひとにやさしいまちづくり推進指針 (2020～2024)」及び当該資料のパンフレットに掲載のイラストを使用しても差し支えないこと。</p> <p>(3) 受託者は、補足作業が必要な内容について、資料の収集・写真撮影・取材・執筆を行うものとする。</p> <p>(4) 成果品は、その後インターネット上で原則公開することから、取材の相手先に係る肖像権の関係について、取材時に了承を得ること。</p>
7 業務行程	[別紙3] のとおり
8 成果物	デジタルデータ (PDF 等)

〔別紙2〕

ひとにやさしいまちづくり普及パンフレット作成業務

1 名称	「学ぼう！心のバリアフリーとまちのユニバーサルデザイン」 (仮) (名称の提案含む。)
2 発行名義	企画・発行：岩手県 編集・印刷：受託者
3 業務内容	指針の編集に関する次に掲げる事項 (1) 関係機関との打合せ及び確認調整 (2) 企画構成 (3) デザインの実施 (4) 割り付け・校正・その他編集 (5) 資料の収集・写真撮影・取材・執筆（補足作業が必要な内容について） (6) 印刷物及びデジタルデータ（PDF等）の作成 (7) (6)の納品 なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要因及び体制を確保すること。
4 規格等	(1) 版 型 A4版 (2) 頁 数 8頁程度 (3) 色使い 全面カラーとすること。色の見え方が一般の方と異なる人にも情報が伝わるよう、色使いに配慮したカラーユニバーサルデザインを採用すること。ただし、ロゴなど規定のあるものは変更しない。 (4) 書 体 視認性の良いユニバーサルデザインフォントを使用すること。ただし、ロゴなど既定のものは変更しない。 (5) 印刷物（パンフレット） 1,000部
5 基本的構成と内容	基本的構成事項は、次のとおり。 ただし、受託者の企画提案により、構成及び掲載項目の一部を変更又は、内容の追加をすることができる。 (1) 表紙（1頁） (2) 本編（7頁程度） <ul style="list-style-type: none">・ 県内のひとにやさしいまちづくりについて・ 「心のバリアフリー」について・ 「ユニバーサルデザイン」について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「心のバリアフリー」や「心のユニバーサルデザイン」の実行を促す内容 ・ 「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や「バリアフリースイッチの不適正利用」をしないよう理解を促す内容 ・ 街にある様々なマークの紹介
6 資料等の収集	<p>(1) 県は、パンフレット等発行の目的達成に必要な範囲内において、県が保有する必要な資料等の提供を行う。</p> <p>(2) 「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2020～2024）」及び当該資料のパンフレットに掲載のイラストを使用しても差し支えないこと。</p> <p>(3) 受託者は、補足作業が必要な内容について、資料の収集・写真撮影・取材・執筆を行うものとする。</p> <p>(4) 成果品は、その後インターネット上で原則公開することから、取材の相手先に係る肖像権の関係について、取材時に了承を得ること。</p>
7 業務行程	〔別紙3〕のとおり
8 成果物	<p>本業務による成果物は、印刷物（パンフレット）及びデジタルデータ（PDF等）とする。</p> <p>なお、納品先は岩手県庁保健福祉部地域福祉課とする。</p>

〔別紙3〕

「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）」デジタルデータ作成等業務
工程表（予定）

月日	主な作業内容
令和7年7月下旬	契約締結
令和7年8月上旬	企画・構成打合せ
令和7年8月上旬 ～8月下旬	資料収集・写真撮影・取材は随時 (※詳細については、県と受託者が協議のうえ決定 するものとする。)
令和7年9月上旬	デジタルデータ・パンフレット編集、校正
令和7年9月中旬 ～9月下旬	デジタルデータ・パンフレット校了
令和7年10月31日（金）	デジタルデータ・パンフレット納入期限